

オミクロン株による感染急拡大に伴う対応について

令和4年3月24日現在

項目	現在の取扱い(概要)					備考 (国の通知等)
保健所業務(積極的疫学調査)の重点化	【道の取扱い】(1月24日から実施) 重症化リスクが高い患者の方を迅速かつ確に必要な医療に繋げるため、積極的疫学調査の対象を、原則、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化					3月16日 [厚労省通知]オミクロン株の特徴を踏まえた取扱いの整理 1月19日 [厚労省通知]Q&A
	対象者	区分	対象者選定	対応		1月13日 アドバイザリーボード
	①患者本人	陽性患者	保健所調査	療養・健康観察		
	②同居家族・同居人	濃厚接触者	保健所調査	外出自粛・健康観察		
	③重症化リスクの高い施設(医療機関・介護施設等)	濃厚接触者	保健所調査	外出自粛・健康観察		
	④保育園・幼稚園・小学校等	感染可能性がある者	職場管理者等	症状がある →受診(検査)	症状がない →外出自粛、健康観察	
	⑤同居家族以外(知人・友人等)	感染可能性がある者	患者本人から連絡接触者が自主的	症状がある →受診(検査)	症状がない →外出自粛、健康観察	
⑥上記③、④以外の職場	感染可能性がある者	患者本人から連絡接触者が自主的	症状がある →受診(検査)	症状がない →外出自粛、健康観察		
同居家族など濃厚接触者への対応	【道の取扱い】 国の通知を踏まえ2月3日から運用 自治体の判断で、同居家族又は同居人の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること(疑似症患者として届け出)					1月28日 [厚労省通知] 一部改正 1月24日 [厚労省通知]
感染者の療養期間、濃厚接触者の待機期間	【道の取扱い】 国の通知どおり(最新の取扱いは3月24日から)					
	感染者	有症状		無症状		1月28日 [厚労省通知] 無症状者の療養解除基準を7日間とする
発症日の翌日から10日間経過かつ症状軽快後72時間経過		・検体採取日の翌日から7日間経過 ・10日間を経過するまでは、検温等の健康観察		1月14日 [厚労省通知] ワクチン接種の有無に関わらず、デルタ株等と同様の取扱いとする 1月5日 [厚労省通知] ワクチン接種者は発症日又は検体採取日から10日経過した場合退院可能とするなど、デルタ株等と同様の取扱いとする 12月27日 [厚労省通知] 入国時検査で陽性であった場合、オミクロン株に感染しているとみなす 11月30日 [厚労省通知] オミクロン株であることが確定又は疑われる者は原則、入院措置		
濃厚接触者	同居以外		同居者		3月16日 [厚労省通知]オミクロン株の特徴を踏まえた取扱いの整理	
	・感染者と接触した日の翌日から7日間経過		・以下の①、②のうちいずれか遅い日の翌日から7日間経過 ①発症日(無症状の場合は検体採取日) ※感染対策を行っていることが前提 ②住居内で感染対策を講じた日		2月2日 [厚労省通知] 濃厚接触者である同居家族等の待機期間を追記 1月28日 [厚労省通知] 濃厚接触者の待機期間を原則7日とする 1月14日 [厚労省通知] 最終曝露日から10日間とする(社会機能維持者10日を待たず解除可)	
(1) 医療従事者、介護従事者、障害者支援施設等の従事者、保育所・幼稚園・小学校等の職員 ・一定条件を満たす場合に、業務に従事することは「不要不急の外出」に当たらないとする取扱いも可能 ①他の職員による代替が困難、②ワクチンの追加接種後(2回目接種から6ヶ月経過していない場合は2回目接種から)14日間経過、③無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(困難な場合は抗原定性検査キットも可)により陰性を確認(感染者との最終接触日から5日目まで)、④濃厚接触者である当該職員の業務を所属の管理者が了解。 ・7日間経過まで健康観察、リスクの高い場所の利用や会食を控える、マスクを着用する等の感染対策 (2) (1)以外の従事者等 自費検査による陰性確認をする場合は5日間 (4、5日目の抗原定性検査キットを用いた自費(事業者)検査により陰性確認) ・7日間を経過するまでは、検温等の経過観察				11月30日 [厚労省通知] オミクロン株の濃厚接触者について初めて規定		